

随意契約理由書

神戸市

件名	西神・山手線、北神線電話交換機点検整備
契約業者名	株式会社ニチワ
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号に該当
随意契約の理由 <p>当局が保有する電話交換機は、列車が安全・確実に運行するための重要な保安通信設備で、国土交通省の指定する運転保安設備である。そのため当局の実施基準に基づいた点検・整備を行う必要がある。</p> <p>西神・山手線の電話交換機は、NECネットエスアイ株式会社にて設計、施工されたシステムであり、その点検整備を施工するには、メーカー独自に定めた基準・規格による判定が必要となるため、他のメーカーでは技術的に困難である。</p> <p>よって、本業務を施工できるのは、NECネットエスアイ株式会社のみであるが、同社は現在、電話交換機の点検・整備に関する契約手続きを直接行っておらず、契約窓口は同社特約店の上記業者である。</p> <p>また、北神線谷上局交換機は協和テクノロジーズ株式会社で設計、施工されているが、北神急行電鉄の市営化に伴い、保守業務の窓口を上記業者へ移管している。</p> <p>以上の理由から、本業務は上記「株式会社ニチワ」と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 電気区 (電話番号 791-6584)